

『97 箇条の提題』

—過激なアウグスティヌス主義者としてデビューしたルター—

鈴木 浩

はじめに

1517年10月31日のことでしたが、当時、「アウグスティヌス隠修修道会戒律厳守派」の修道士で、修道会の指示によって、ヴィッテンベルク大学神学部で旧約釈義（旧約聖書の解釈）の教授をしていたマルティン・ルターが、小さな大学町であったヴィッテンベルクの町外れにあって、当時「城教会」と呼ばれていた教会の北側メインドアーに貼り出した一枚のピラ（実際はポスター）が、後に「宗教改革」と呼ばれるようになった運動の発端となりました。

この文書は通常『95 箇条の提題』（The 95 Theses）と呼ばれていますが、正式なタイトルは『贖宥（しょくゆう）の効力を明らかにするための討論』（*Disputatio pro Declaratione Virtutis Indulgentiarum*）となっていました。この文書がきっかけで、宗教改革が始まりましたので、この文書が宗教改革の「発火点」となったと見なされてきました。ルターの生涯を扱った書籍や宗教改革の歴史を論じた文書が、総じてこの出来事から書き始められているのは、それだけこの文書が大きな刺激となって宗教改革という一大事件へと発展したと、広く認識されてきたからです。

ルターが、その『95 箇条』を「城教会」のその場所に掲示したのは、そこが新設間もない（1503年）小さな大学の「広報掲示板」だったからです。同じ年の4月には、当時、同大学の神学部長だったカール・シュタット（1480年頃—1541年）が、同じ場所に100箇条をはるかに超える箇条書きの文書を掲示して、神学論議を呼びかけていたという事実があります。

つまり、ルターは、大学の正規の手続きに従って、正規の場所に討論を呼びかけた文書を掲示していたに過ぎなかったのです。その『95 箇条』の前書きには、

「真理に対する愛から、わたしは次の諸条項について討論することを求めたい。それに出席することができない人には書面でもって論じてもらいたい。わたしたちの主イエス・キリストのみ名によって、アーメン。」と書かれています。

『95 箇条の提題』は、要するに95箇条にわたって掲げた諸問題について、公式の討

論を呼びかけた文書を公式の手続きに則って掲示した文書に過ぎなかったのです。しかし、この文書が当時のドイツに与えた衝撃は大きなものでした。大勢の人が購入していた「贖宥状」（いわゆる「免罪符」）を徹底的に批判した文書だったからです。

贖宥状とは

この「贖宥状」は、かつては「免罪符」と呼ばれることがありましたが、これは正確ではありません。「罪を免じる」文書ではなく、「罪の償いを免じる」文書だったからです。それは、当時のヨーロッパに確立していたカトリック教会の「七つの秘跡（サクラメント）」の一つで「懺悔の秘跡」と呼ばれていた行為に関連していました。

「懺悔（告解）の秘跡」は、次のような一連の行為からなっていました。まず、罪を犯したことを自覚した人が、司祭のところに出向き、司祭の前で、しかし他の誰にも聞かれないように造られた特別な部屋である「告解室」で、

- (1) 罪の懺悔をします。するとそれを聞いた司祭（聴罪司祭）が、
- (2) 罪の赦しを宣言します。次いで、
- (3) 司祭は教会の規定に従って、その人に、その罪に対する「償い」を命じます。

償いは、罪の種類・大きさ・影響力などを考慮して、様々な償いの仕方がありました。その罪の償いを免除するというのが、「贖宥状」（しょくゆうじょう、つまり日本ではかつて「免罪符」と訳されていた一枚のポスター）でした。ですから、内実は「免罪符」（罪の免除）ではなく、「免償符」（償いの免除）だったのです。その結果、今日では「免罪符」とは呼ばれずに、難しい言葉ですが、「贖宥状」と日本語でも表記されるようになったのです。

その「贖宥」（インドゥルゲンティア、*indulgentia*）という考え方や実践の方法を徹底的に批判したのが、この『95 箇条』つまり『贖宥の効力を明らかにするための討論』という文書だったのです。そして、この文書からいわゆる「宗教改革」運動が始まっていったのです。

この文書に対する民衆の反響は、ルター自身をも大いに驚かすことになりました。大勢の人がその文書を買っていたので、民衆からの反響が非常に大きかったからです。『95 箇条』そのものは、サイズは大きいのですが、たった一枚のポスターですから、製本の手間もいらず、印刷するだけです。それにグーテンベルクが発明していた「活版印刷」は、そのころには技術的に確立していましたし、それに今日では常識の「著作権」という観念もありませんでしたから、ドイツ各地で大量に印刷されたのでしょ

う、わずか 2 週間の内にその文書の内容がドイツ全域で知られるようになった、と言われています。これが、宗教改革のそもそもの発端でした。

3 つの提題集

そのルターはしかし、『95 箇条の提題』の公表時期に、3 つの討論集を連発していました。時期に沿って並べると次のようになります。

1. 『97 箇条の提題』、1517 年 9 月 3 日
2. 『95 箇条の提題』、1517 年 10 月 31 日
3. 『ハイデルベルク討論』、1518 年 4 月 26 日

正式名称は、しかし、次のようになっていました。

1. 『スコラ神学を論駁する討論』 (*Disputatio contra Scholasticam Theologiam*)
2. 『贖宥の効力を明らかにするための討論』
(*Disputatio pro Declaratione Virtutis Indulgentiarum*)
3. 『ハイデルベルクで行われた討論』 (*Disputatio Heidelbergae Habita*)

日本語表記では、「討論」は最後になっていますが、ラテン語本文はどの文書も「討論」(*Disputatio*) という表題で始まっています。この 3 つの文書には、ルターの初期の神学思想が密度高く込められていますが、どれも「討論の素材」として書かれたものであることが、その表題から分かります。彼の意図は、自分の主張を押しつけようとしたのではなく、(やや過激な表現も見られるのですが) 討論の「叩き台」として、こうした文書を公開していたのです。

この講演のタイトルを「過激なアウグスティヌス主義者としてデビューしたルター」とした理由は、彼の発言の一端を紹介すれば十分でしょう。

異端者に反対して語っているとき、アウグスティヌスの発言には誇張があるということは、アウグスティヌスがほとんどどこでも嘘をついていた、と語ることに等しい(『97 箇条』の第 1 提題、私訳)。

アウグスティヌスは、人間は「罪を犯さないことができない」(*non posse non peccare*) とか、「罪を犯す過酷な必然性」(*dura neccesitas peccandi*) と言った過激な発言をして

いたのですが、こうした発言に対して、当時の神学界は「アウグスティヌスの発言には誇張がある」と言っていたのです。それに対してルターは、「アウグスティヌスのそうした発言を文字どおり受け取れ」と切り返しているのです。これは、ルターが「自分は急進的アウグスティヌス主義者だ」と公言していることに他なりません。これが、この講演のタイトルを「過激なアウグスティヌス主義者としてデビューしたルター」とした理由です。

それまで無名だったルターの名前が広く知られるようになったのは、こうした一連の「討論集」からでした。『ハイデルベルク討論』は、そうしたルターのことを心配した修道院長のシュタウピッツという方が、騒ぎを引き起こした贖宥状のことには触れないで、自分の立場を表明するようにと、3年に一度開かれる修道会のドイツ支部の総会で、公開討論の発題としてまとめるように配慮してくれた結果書かれた文書でした。しかし、ルターはこの文書の中で、後にルターの新学の特長として有名になった言葉、「十字架の新学」という言葉を連発していました。「十字架の新学」とは、ルターが批判し、「栄光の新学」と呼んだ同時代の新学に意識的に対抗させた呼び方でした。

『97 箇条』と『95 箇条』

『97 箇条』は、プロテスタント教会の中でもその名前すらあまり知られていませんし、『95 箇条』も、名前だけは大学を受験する予定の高校生にも知られていますが、その具体的中身はほとんど知られていません。そこで、宗教改革にとって決定的に重要な文書となったこの二つの文書を改めて示すことにしました。やや古い文体の訳文ですが、文書の公表時期に従って、まず『97 箇条』、ついで『95 箇条』の本文の冒頭部分をそれぞれ引用します（石本岩根ほか訳『ルター著作集』第一集1巻、聖文舎、1964年）

1. 『97 箇条の提題』（1517年9月）

1. アウグスティヌスが異端者に対してぎょうぎょうしく語っていると言うことは、アウグスティヌスがほとんど至るところで虚言を吐いていた、と言うにひとしく、
2. またペラギウスの徒及びあらゆる異端者に、勝ち誇る機会、否、勝利の機会をあたえることにほかならないし、
3. またすべての教会の博士たちの権威を、嘲笑にさらすにひとしい。
4. それゆえに悪い木となった人間は、悪を意志し行うよりほかのことをなしえない、ということは真である。
5. 「自由なる志向が、相反するいずれの側にも向かいうる」ということは偽りで

ある、むしろ自由でなくてとらわれているのである。

6. 「意志は本性上 (*naturaliter*) 自らを正しき命令に従わせうる」ということは偽りである。
7. むしろ神の恩恵なしには、必然的に醜い・あしき働きを選ぶのである。
8. けれども、意志は本性上悪である、すなわち、マニ教徒が言う悪の本性 (*natura mali*) である、ということにはならない。
9. だがそれは、本性上また不可避免的に悪しき破壊された本性である。
10. 「意志は、理性に従って自らに示される善きことが何であれ、そのものへと目指す自由をもっていない」ということは容認されている。

2. 『95 箇条の提題』 (1517 年 10 月)

1. 私たちの主であり師であるイエス・キリストが、「悔い改めよ……」と言われたとき、彼は信じる者の全生涯が悔い改めであることを欲したもうたのである。
2. この言葉が秘跡としての悔悛 (すなわち、司祭の職によって執行される告解と償罪) についてのものであると解することはできない。
3. しかし、それは単に内的な悔い改めだけをさしてはいない。否むしろ、外側で働いて肉を種々に殺すことをしないものであるなら、内的な悔い改めはおよそ無に等しい。
4. そのため、自己嫌悪 (すなわち、内における真の悔い改め) のつづく間は、すなわち、天国に入るまでは、罰 (*poena*) はつづくものである。
5. 教皇は、自分自身または教会法が定めるところによって課した罰を除いては、どのような罰をも赦免することを欲しないし、またできもしない。
6. 教皇は、神からの罪責 (*culpa*) が赦免されたと宣言し、また確認するか、あるいは、もちろん自分に留保されている事項について……これらの事項を軽侮したら、罪責はまったく残ることになろう……赦免する以外には、どのような罪責をも赦免することはできない。
7. 神は、人が同時にすべてのことにおいて、神の代理者である司祭に謙虚に従っていないければ、罪責をも決して赦免したまわない。
8. 悔悛についての教会法は、生きている人だけに課せられていて、それによるならば死に臨んでいる人には何も課せられてはならない。
9. そのため聖霊は、教皇がその教会において常に死と必然の項を除外しているので、教皇によって私たちに良いことをしたもうているのである。
10. 死に臨む人に、教会法による悔悛を煉獄にまで留保するような司祭たちは、無知で悪い行いをしているのである。

以上は、両文書の書き出しの一部にしか過ぎませんが、ルターの発言意図は明瞭です。例えば「異端者に反対して語っているとき、アウグスティヌスの発言には誇張があるということは、アウグスティヌスがほとんどどこでも嘘をついていた、と語ることに等しい」という『97 箇条』の冒頭の言葉は、「急進的アウグスティヌス主義者」としての自分の「自己紹介」以外の何ものでもありませんでした。

ルターは、「急進的な」つまり「過激な」(radical) アウグスティヌス主義者としてデビューを果たしたのです。その結果が、西方教会の少なくとも一部分の「再アウグスティヌス化」となり、それがやがてプロテスタント諸教派へと発展していったのです。ルターからすれば、アウグスティヌスの伝統の中心テーマの一つが「罪人が信仰によって義とされる」という点にありました。ルターはその中心テーマ「信仰義認論」を、おそらくはアウグスティヌスの伝統をさらに越えて強化することになったのです。それが少なくともルター中心の宗教改革の特質でした。

*この原稿は10月16日に行われた学術講演会をテープ起こししたものに手を加えたものである。(神学研究委員会)